

10. 避難地・避難路を適切に配置し、段階的で安全な避難体系を確立する。

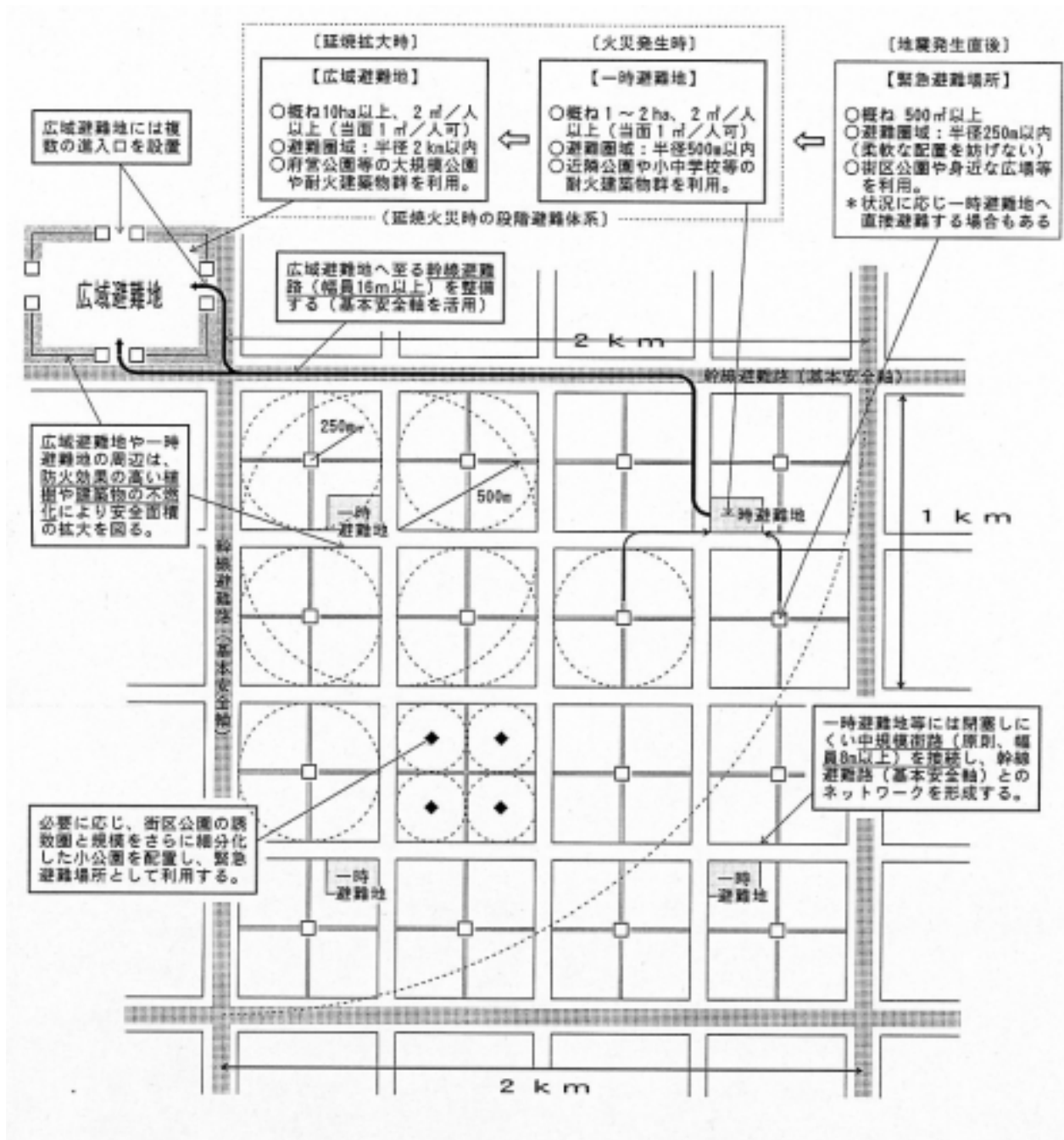
段階的な避難が可能な施設の配置を行う。

都市公園の体系的な整備、小中学校や耐火建築物群の活用などにより、一時避難地から広域避難地に至る安全で段階的な広域避難体系を確立する。

参照 13. 安全生活圏

一時避難地には、閉塞しにくい中規模街路（原則、幅員8m以上）を接続し避難路として活用する。この際、火災の状況に応じて、一時避難地から複数の広域避難ルートが選択できるように配置することが望ましい。

参照 14. 密集市街地（中規模街路）



〔避難地・避難路の配置イメージ〕

身近な公園緑地の優先整備と防災機能の強化を行う。

【住区基幹公園の体系的整備】

街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は、緊急避難や一時避難、救助、輸送など地域の防災拠点となるため、誘致圏に基づく体系的な整備を進める。

一時避難地となる公園には、閉塞しにくい中規模街路（原則、幅員 8 m 以上）を接続し避難路として活用する。この際、火災の状況に応じて、一時避難地から複数の広域避難ルートが選択できるように配置することが望ましい。

参照 14 . 密集市街地（中規模街路）

【公園ゼロ住区の解消】

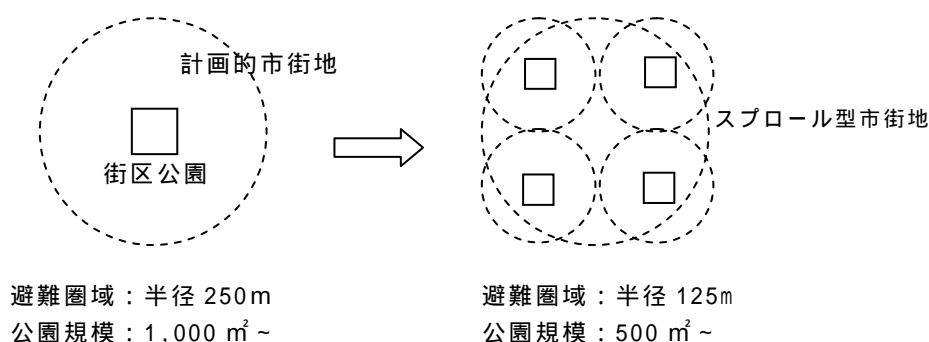
特に、阪神・淡路大震災で身近な公園や広場の利用度が高かったことから、全ての住区に公園が配置されるよう整備を進める。

この際、生産緑地の買い取り制度なども積極的に活用し、用地確保に努める。

【小規模公園による空地の確保】

密集市街地など、家屋の倒壊等で避難行動に支障が生じるおそれのある地域では、必要に応じて、通常の街区公園の誘致圏と規模をさらに細分化した小規模な公園を数多く配置し、身近な避難公園として当面の空地確保を行う。

< 身近な避難公園の配置イメージ >



【幹線道路沿いの公園配置】

地区公園や総合公園など、広域避難地や地域の救助・救援活動の拠点となりうる公園は、幹線道路沿いに配置し、常日頃から場所の認識を高めるとともに、緊急車両の出入りが円滑となるよう進入口の拡幅や増設等をあわせて行う。

【公園の防災機能の強化】

周辺地域の状況を踏まえ、必要に応じて、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設などの災害応急対策施設の整備を行う。

特に、延焼危険地域にある公園は、日常利用との調和に配慮しつつ、延焼防止を図るため、防火効果の高い樹種の配置や植樹密度の向上などを推進する。

【公園と公共施設等の一体的な配置】

都市公園、小中学校、公民館等を一体的に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る。

特に、デイサービスセンターや病院、診療所を近接して配置することは、避難後の災害時要介護者の介護等へのスムーズな対応を可能とする。

河川や道路、下水処理場を避難施設として活用できるようにする。

避難地となる河川公園へのアクセス道路を強化するとともに、河川空間そのものが避難路ネットワークとして活用できるよう、遊歩道などを整備する。

避難路となる道路沿道を中心に、防火効果の高い樹種による街路樹の密度アップやブロック塀の生け垣化、防火用水となるせせらぎ整備、電線類の地中化を図り、防災機能と安全性を高める。

下水処理場の上部利用などにより、避難空間としても活用できるようにする。

〔避難路となる緑道〕



【東大阪市 長瀬川緑地】

〔下水処理場の上部空間利用〕



【大井処理場 ふれあい広場】



【川俣処理場 スカイランド】

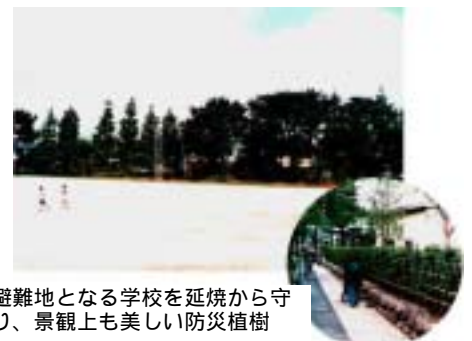
避難地となる学校の防災機能の向上を図る。

ブロック塀を生垣や築堤、ネットフェンス等にすることにより、災害時の倒壊を防ぎ、学校内への緊急避難を円滑化する。

周辺地域の状況に応じて、延焼防止のための植樹や防火用水の確保を図る。

一時避難地となる学校には、閉塞しにくい中規模街路（原則、幅員 8 m 以上）を接続し避難路として活用する。この際、火災の状況に応じて、一時避難地から複数の広域避難ルートが選択できるように配置することが望ましい。

参照 14 . 密集市街地（中規模街路）



避難地となる学校を延焼から守り、景観上も美しい防災植樹

「学校防災緑化整備事業」東京都練馬区大泉中学校  
< 第 2 回（平成 9 年度）防災まちづくり大賞自治大臣賞受賞 >

「避難困難区域」を踏まえ避難路等の優先的な整備を行う。

避難圏域を以下の手順で、避難路の整備状況や避難地の進入口の位置など、現地の実情を踏まえて設定し、避難困難区域を抽出する。

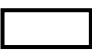
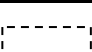
\* 例えば、避難路が未整備にも関わらず、避難地から半径 2 km 以内を避難可能圏域とするのは危険。

) 避難路から 500m 以内かつ歩行距離の合計 2 km 以内で広域避難地に到達できる区域を避難圏域とする。

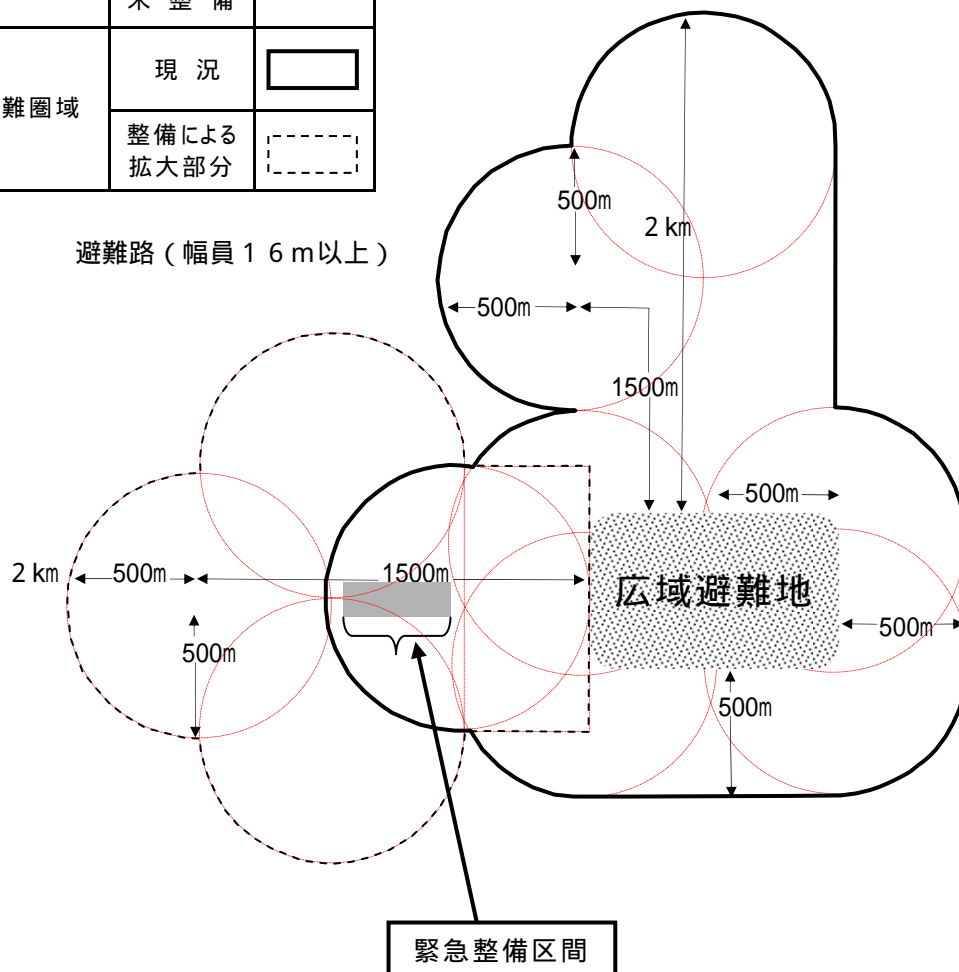
) 広域避難地の周辺 500m 以内の区域を避難圏域とする。

) 上記 ) ) の圏域から外れる区域が避難困難区域となる。

避難困難区域の解消に向け、避難圏域の拡大を指標として、効果的な避難路等の配置を検討し、計画立案、事業実施を図る。

凡 例		
避難路	整備済	
	未整備	
避難圏域	現況	
	整備による 拡大部分	

避難路（幅員 16 m 以上）



〔避難路整備による避難圏域の拡大イメージ〕

既存ストックを活用し、効果的・効率的な整備を行う。

学校、団地などの耐火建築物群、地区公園などのオープンスペースを核として、その周辺地域を不燃化し、避難地または避難中継地を確保する。

既存道路網のうち、特に、幅が狭いなど、避難上の支障となる区間の重点整備を図ることにより、効率的な避難ルートを確保する。

既存の区画道路については、例えば一方通行規制のコミュニティ道路として再整備の上、歩道空間に防火用の植樹を行い、避難路として活用する。

市街地内の貴重なオープンスペースである農地を「防災農地」として避難地等として活用する。

**【防災農地整備事業】（窓口：大阪府環境農林水産部農政室整備課）**

農空間の多面的機能の一つである「防災」に着目して、農家・地域住民・行政の多様な連携により農空間の保全・活用を図るため、防災上の効果が高い農地を対象として農地の保全活用を目的とした地域活動に係るソフトの補助や営農継続のために必要な水路整備などのハード整備を行う。

**【防災農地登録制度】**

農家と市町村が協定を締結し、災害発生時に農地を避難地、仮設住宅用地、復旧資材置場等に活用する制度。農地が地域の財産であるとの認識のもとで、農家の善意により締結されるもの。

\* 寝屋川市では、平成 15 年 4 月に「防災農地協力登録制度」を創設。



【コミュニティ道路化による防災機能の強化イメージ】



【府内の市街地周辺農地の事例】



【防災農地登録制度の協力農地（寝屋川市）】

密集市街地などの広域避難地の確保を図る。

密集市街地など既成市街地において、広域避難地が不足し、新設することが困難な場合は、既存ストックの活用（\*1）により広域避難地を確保するなど避難困難区域の解消に努める。

（\*1）：「既存ストックの活用」関連の取組

大阪府防災都市づくり広域計画（骨子）（H14.3）において、10ha に満たない公園、農地などのオープンスペースや学校、公共住宅など既存ストックを組み合わせる一体的に避難地として活用する候補地 32 ヶ所を提案。

参照 1. 防災都市づくり計画

【既存ストックを組み合わせた広域避難地例：高槻市】



〔公園、学校等の公共施設群を活用〕



〔下水処理場、運動広場、学校、公共住宅等を活用〕

【参考】広域避難地・避難路の基準改正について

参照 P.73 [参考3]  
P.74～76 [参考4]

平成16年国土交通省告示第767号により、地震防災対策特別措置法（H7 法律第111号）の規定に基づく避難地・避難路等に係る大臣基準が改正された。

これにより、10ha未滿の空地等であっても、簡便法を用いた安全性検討（平成16年6月29日付け事務連絡）などを通じ、広域避難地として選定することが可能となった。（下線部が改正部分）

広域避難地

地震防災時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 面積が10ha以上のものであること
- (2) 面積が10ha未滿の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
- (3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）

避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するもの。

イ 幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道

ロ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）

避難施設の安全性を高める整備を行う。

避難地の進入口は『各方面に複数』設け、確実に避難路と接続する。

夜間停電時に備え、避難地、避難路には『太陽電池式照明灯』などの非常電源を備えた照明灯を設置する。

避難地、避難路周辺地区については、『防火地域等の指定』を積極的に行い、都市防災不燃化促進事業の活用により不燃化を図る。

防火性の高い樹木を配置し、輻射熱を低減、有効安全面積の拡大を図る。

避難地に下水管に接続する小マンホールを設置しておき、災害時にポータブル型便器等を取り付けて『仮設トイレ』として利用する。



地震津波により浸水する可能性が高い地域では、浸水状況を考慮し避難ビルなどの避難施設を設定する。

周辺に適切な避難地がない場合には、3階以上の鉄筋コンクリート造などの避難ビルを選定するなど避難場所を確保する。

地震津波により浸水する可能性のある避難地においては、盛り土によるマウンドアップなどにより浸水しない避難空間を確保するようにする。



津波避難ビルとその標識  
(静岡市資料)